

## 大阪府指定出資法人評価等審議会（第16回）

- と き 令和8年2月17日（火曜日）10：00～11：20
- と ころ web会議
- 出席者 新井 康平（大阪公立大学大学院 経営学研究科 准教授）  
小沢 貴史（神戸大学大学院 経営学研究科 教授）  
西川 和予（株式会社 勁草パートナー 中小企業診断士）  
村井 恵美（恵み法律事務所 弁護士）  
山口 朋子（株式会社コングレ 監査役）  
米村 紀美（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 マネージャー）
- 議 事 （一財）大阪府みどり公社の中期経営計画（案）について
- 報 告 令和8年度の経営評価制度について

### （一財）大阪府みどり公社の中期経営計画（案）について

#### 資料1、2に基づき、法人から中期経営計画（案）について説明

委員：資料2の8頁、上段枠内の説明で、「法人全体」の会計の収益－費用（c）が令和7年度計画未達成であったのは、環境分野で事業獲得に至らず、林政分野での受託事業縮減が要因との記載があるが、この要因は「其他会計・法人会計」に関する説明との理解でよいか。

法人：そのとおり。

委員：公益目的支出計画は、平成24年度から令和13年度末までの20年間で約10億円の正味財産を取り崩す計画かと思うが、これまでの実際の取崩し（赤字）の進捗は当該計画よりも遅れており、残り6年間で計画達成に向けて一層進めていく必要があるものと考えます。

その上で現状、経営目標として指標にしている法人全体の「一般正味財産増減額」は、適切に赤字とするべき実施事業会計（公益目的支出計画の対象）と、収益確保による黒字拡大を目指すべき其他会計・法人会計合計の増減を合算した指標であり、両者の評価軸は正反対である。当該指標を目標にしていると、公益目的支出計画として適切に赤字を出しているにも関わらず、法人全体の成績が悪く見える可能性もあるので、毎年度の経営目標の設定においては、法人全体の経営状況をより適切に把握・評価する観点から、会計区分ごとの増減額も指標に含めるなど、目標の項目について検討すべきと考えますが、いかがか。

法人：ご指摘のとおり、実施事業会計は赤字が前提、其他会計・法人会計合計は収益確保による黒字が前提であり、両者が逆向きの性質を持つ点は認識している。そのため、資料上、8頁や27頁などでは分けて記載しており、分析なども会計区分ごとに行っている。

しかしながら、経営目標の指標としては前期計画と同様、法人全体としての経営安定化が最も重要であるとの考え方から、これらを合算した法人全体の「一般正味財産増減額」を継続して設定していきたいと考えている。当然ながら、日々の進行管理においては両者をしっかりと区分した上で、法人運営を行っていく。

委員：「一般正味財産増減額」は毎年度の経営目標の評価においては、10%の配分がある指標であり、逆向きの性質を持つ値を合算した数値目標を用いるのは、現状の公益目的支出計画の進捗状況や、目標管理の見える化の観点からも、やはり適切ではないように感じる。

12頁の農地中間管理事業について、今後、面的整備地区分も「農地貸借面積」の実績に含め

ていくという説明があったが、面的整備中の農地についても法人が担い手に貸し出すことは可能なのか。また、これまでの「農地貸借面積」の実績の考え方は、法人が貸し手から借り受けた農地を法人が実際に担い手に貸し出した面積という理解で良いか。

法人：まず、これまでの「農地貸借面積」の実績の考え方については、そのとおり。

面的整備地区については、国や府の方針として、担い手への農地集積を一層進めるため、条件が悪い農地も含めて、基盤整備と農地貸借を一体的に進めることが求められており、面的整備事業実施にあたっては、中間管理機構が事前に中間管理権を全て取得しておく必要がある。こうした連携強化の動きなどから、今後、「農地貸借面積」の実績には、面的整備地区の貸借分も含めていくことにしているが、当法人として貸付可能となるのは、あくまで面的整備工事が完了し、農地として使える状態になってからである。

委員：15 頁の自然環境保全分野について、現在、ちはや園地と大阪府立金剛登山道駐車場の指定管理者に選定されているとのことで、「(1) 自然環境保全関連事業」が指定管理に関する内容だと理解できる一方、「(2) 大阪府民の森等直営事業」の「直営」というのは、どういう意味か。  
(1) の指定管理の事業範囲外で、府が直営する部分の委託事業という意味か。

法人：(2) の「直営」については、府からの別途委託事業というものではなく、指定管理を行っている当該施設において、当法人自らが実施をしている収益事業という意味での「直営」である。

委員：ご説明の内容も踏まえると、実質的には指定管理者のみが実施し得る事業であり、指定管理事業に付随する自主事業として整理するのが一般的かつ妥当であると考え。その上で、「直営」という表現は、府の直営や府からの委託事業と誤解を招く恐れもあるため、表現の見直しを検討すべきではないか。

法人：(2) の内容については、府と協議・承認を得た上で行っており、指定管理事業に付随する自主事業という整理である。その上で、(1) と (2) は当法人内の会計区分の観点から記載を別にしており、また、「直営」の表現についても、あくまで当法人の視点で、自ら実施をしている観点から用いているものである。そのため、全てを指定管理事業の一環と捉えた形で見直すことは困難である点をご理解いただきたい。

委員：18 頁の地球温暖化防止活動推進員について、令和 6 年 10 月の更新時に推進員の人数が半減した原因をどのように分析しているのか。

法人：推進員の委嘱元である府と意見交換をする中で、これまで長らく活動いただいていた推進員の方々の高齢化が一因として挙げられると分析している。そのため、若い世代の新たな推進員の確保に向けて、府と連携して今年度取り組んでおり、増加傾向で推移している状況。

委員：推進員に報酬は出るのか。

法人：報酬は出ないが、活動に係る保険は委嘱元の府でかけて、交通費実費分については当法人から推進員に対して支払っている。

委員：20 頁の「地球温暖化防止の働きかけを行う啓発人数」について、これまでは SNS 投稿に係る実績を含めていたとのことだが、どのようにカウントしていたのか。また、今後は対面形式での啓発と区分するため、別途新たに目標設定している「SNS 投稿数」の考え方について、これは法人の投稿数という理解で良いか。

法人：これまでは、当法人が行った SNS 投稿に対して、単に閲覧するだけでなく、当該投稿に「いいね」等の何らかの反応をされたエンゲージメント数をもってカウントしていた。「SNS 投稿数」の考え方はお見込のとおり。

- 委員：前期計画から引き続き、指定管理の獲得を積極的に目指すという記載があるが、具体的にどのように取り組んでいくのか。
- 法人：府民の森の管理運営を長らく実施してきたことから、当法人の強みを発揮できる自然環境保全分野での受託をしていきたいと考えている。具体的には、市町村立公園や府営公園などが応募対象になるが、施設ごとの特性や指定管理料等の条件面も総合的に勘案し、実際に応募するか毎年、個々に判断していく。
- 委員：26 頁の組織体制・人材確保の所で人材確保難について触れているが、法人として今後プロパー職員で若年層の専門人材を育成していく方針はあるのか。また、そういった若年層の雇用の観点で、大学等の高等教育機関との関係構築の動きはあるのか、併せて教えてほしい。
- 法人：当法人としても、プロパー職員にノウハウ等を継承していく重要性は認識しているが、昨今の採用難の中、プロパー職員としての新規雇用は非常に困難である。しかしながら、若年層の雇用が全くないというわけではなく、嘱託職員として若い世代の雇用も多々あるので、そういった職員に長く働いてもらい、ノウハウの継承等を図っていききたいと考えている。  
高等教育機関との連携の件については、当法人の規模から考えて毎年雇用を確約できるわけではないため、具体的に連携していくのは困難であり、現状はハローワーク等を通じて広く人材募集をしていく方針である。
- 委員：実際の人材確保の問題では厳しいのかもしれないが、法人の取組みに対する理解や取組みの重要性を若い世代にアピールする機会を今後増やしていくことは、非常に大事だと感じた。

#### (報告) 令和8年度の経営評価制度について

参考資料 1～4に基づき、事務局から説明

※委員からの質疑等は特になし。